

和歌山県新型コロナウイルス感染者退院基準の変更

※令和4年1月5日付(令和4年1月28日一部改正)事務連絡を受けて、本県の対応を令和4年1月29日から以下のとおりとする。

変異株の種類やワクチン接種の有無にかかわらず、以下の取り扱いとする

【有症状者の場合】

- ① 発症日から**10日間**経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可

| 0日 | 1日 | .. | 10日 | .. | X日 | X+1日 | X+2日 | X+3日 |
|----|----|----|-----|----|----------|------|------|------|
| 発症 | | .. | | .. | 症状 軽快 | | | 退院 |

※ 入院時から発熱等が持続事例や肺炎併発事例等（発症から少なくとも10日間経過後退院可）



- ② 発症日から**7日間**経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合、退院可

| 0日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 | 6日 | 7日 |
|----|----|----|----------|----|----|----|----|
| 発症 | | | 症状 軽快 | | | | 退院 |

→その後、原則ホテル
(状況に応じて自宅療養も可)

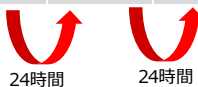
※退院後3日間は要隔離

県基準



- ③ 症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可

| 0日 | 1日 | 2日 | 3日 | .. | X日 | X+1日 | X+2日 | X+3日 |
|----|----|----|----|----|----------|----------|----------|------|
| 発症 | | | | .. | 症状 軽快 | 検査 陰性 | 検査 陰性 | 退院 |



【無症状病原体保有者の場合】

- ① 検体採取日から**5日間**経過した場合、退院可能

| 0日 | 1日 | 2日 | 3日 | 4日 | 5日 |
|----------|------|----|----|----|----|
| 検体 採取 | (陽性) | | | | 退院 |

※退院後2日間は要隔離

無症状患者（無症状病原体保有者）の療養解除基準：検体採取日から7日間を経過した場合には、8日目に療養解除可能に変更

→その後、原則ホテル
(状況に応じて自宅療養も可)

県基準

1日経過 2日経過 3日経過 4日経過 5日経過

10日間が経過するまでは、健康観察だけでなく、**リスクの高い場所の利用や会食を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること**

- 転院時にはPCR等検査（核酸増幅検査、抗原定量検査も可）を実施する
- 人工呼吸器・体外式心肺補助（ECMO）の患者の場合
 - ① 発症日から15日間経過し、かつ症状軽快後72時間経過した場合、または、
 - ② 発症日から20日間経過以前に症状軽快した場合に、症状軽快後24時間経過した後、24時間以上間隔をあげ、2回のPCR等検査で陰性を確認できれば、退院可
- ただし①の場合は、発症日から20日間経過するまで退院後も適切な感染予防策を講じる
- 発症から10日以上経過して確認された感染者は、原則入院にて検査等を行った上で退院を検討